

平成23年4月1日から新しい料金体系となります。

市民会館・公民館 使用料改定のお知らせ

平成23年4月以降の利用分から、市民会館・公民館等の使用料を改定します。

市民会館・公民館の使用料については、平成16年の合併以降も旧町村の使用料を適用してきましたが、施設ごとにバラツキが生じていました。今回の改定は、受益者負担の公平性や使用料の平準化を図ることを目的に、わかりやすく透明性の高い統一した基準により使用料を見直し、同一規模の施設における不均衡を是正するために行うものです。皆さまのご協力とご理解をお願いいたします。

◎対象施設

星雲会館（萩原中央公民館）
▽あさみず会館▽山之口公民館
▽小坂山村開発センター▽

湯屋地区公民館▽下呂市民会館（下呂中央公民館）▽竹原公民館▽中原公民館▽上原公民館▽金山市民会館（金山公民館）▽菅田公民館▽下原公民館▽東公民館▽いきいきセンター▽馬瀬中央公民館

使用料改定の考え方

バラツキのあった現行料金を次の基準で平準化を図りました。

〔共通事項〕市民会館と公民館

①使用料の基準

原則として、床面積を基準としました。高山市、飛騨市の社会教育施設や市内にある集会施設等の使用料を参考に基本使用料を設定しました。

②調理室の基本使用料

ガス・電化製品の電気料・水道料金の費用として、実費の半額を使用料に加算しました。

③全日の基本使用料

一日中使用した際の基本使用料を10時間で設定しました。

〔市民会館〕

星雲会館▽下呂市民会館▽金山市民会館

◎使用料基準

公民館と比べて、公益度が異なることから、別の料金基準を採用しました。

①ステージ付きのホール

席当たりの時間単価を基準に規模別の基本使用料を設定しました。

②その他の部屋

①以外の部屋は床面積区分毎に料金を設定しました。

〔公民館等〕

公民館▽小坂山村開発センター▽いきいきセンター（菅田地区）

◎使用料基準

用途・規模毎に料金を設定しました。

※耐用年数を超過した施設は別の基準を設けました。

利用目的により、使用料の減免が受けられます

教育や福祉目的といった公益性の高い使用については、減免規程を設けており、使用目的や使用内容により4段階の料金となります。

使用料減免団体の公民館等の利用率は、全体の約54%を占め、主に学校関係・社会教育関係団体・福祉団体や自治

会活動に使われています。

①全額免除

〔市民利用の約30%〕
市内小中学校▽下呂市及びその関係機関の主催又は共催事業▽消防団活動▽下呂地区交通安全協会各支部の活動▽市小中学校PTA・保育園保護



使用料基準表

単位：円

施設	区分		午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	(参考) 対象施設
	室名	規模	9～12時	13～17時	18～22時	9～22時		
			3時間	4時間	4時間	13時間		
市民 会館	大ホール	約300人	5,400	7,200	7,200	18,000	1,800	星雲会館
	中ホール	約250人	4,500	6,000	6,000	15,000	1,500	下呂 / 金山
	大会議室	101㎡以上	1,500	2,000	2,000	5,000	500	星雲会館
	中会議室	51 - 100㎡	1,200	1,600	1,600	4,000	400	星雲 / 下呂
	小会議室	50㎡以下	600	800	800	2,000	200	星雲会館
	調理室	51 - 100㎡	1,800	2,400	2,400	6,000	600	星雲会館
	ロビー		300	400	400	1,000	100	星雲会館
公民 館等	大ホール	250㎡以上	1,800	2,400	2,400	6,000	600	小坂山村
	中ホール	101 - 250㎡	1,200	1,600	1,600	4,000	400	公民館
	大会議室	51 - 100㎡	900	1,200	1,200	3,000	300	公民館等
	中会議室	13 - 50㎡	600	800	800	2,000	200	公民館等
	小会議室	13㎡以下	300	400	400	1,000	100	公民館等
	調理室	21 - 50㎡	900	1,200	1,200	3,000	300	公民館
	ロビー		300	400	400	1,000	100	萩原中央

※ 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料の50%加算（簡易な暖房機器の場合は、10%加算）されます。

【対象施設名 萩原中央：萩原中央公民館、小坂山村：小坂山村開発センター、下呂：下呂市民会館、金山：金山市民会館、公民館：各公民館】

者の活動▽市文化協会連絡協議会・市内各文化協会▽市体育協会▽市老人クラブ連合会▽障がい者団体▽母子寡婦福祉会

② 半額減免

〔市民利用の約24%〕

市内高等学校の学校教育活動▽子ども対象の団体、その育成会▽総合型地域スポーツクラブ▽自治会・町内会、単位老人クラブ、下呂市福祉協議会の活動▽社会教育関係登録団体▽市・教育委員会が後援した団体の活動▽下呂市ボランティア登録団体

※社会教育関係登録団体とは、社会教育に関する事業を行うことを目的とするもので、登録認定の手続きが必要です。

③ 通常料金

国・県等の行政機関▽公益的な団体が主催する会議、住民説明会、展示会（※金銭授受なし）▽特定の会社の社員研修会（安全講習会、健康診断）▽法律等の規定により、会社主催で地域住民に事業説明会

（検定試験・学力テスト）▽国・県・市政報告会、政党・政治団体の演説会など

④ 3倍加算

（営利目的及び会館の設置目的外の使用）

特定の会社の商品の説明会・展示会等商業宣伝、有料の映画鑑賞会▽公益的な団体が主催する展示会など商業宣伝（※金銭授受有り）など
※公民館では、営利目的（金銭授受有り）の使用はできません。
※減免を受けるには、各団体の長の申請が必要です。

◆◆◆改定後の使用料金は◆◆◆

市教育委員会・社会教育課（TEL 52-2900）または各施設予約窓口までお問い合わせください。
また市ホームページで各館の使用料をご覧ください。